食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年９月 18 日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

１．命令の題名

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令の一部を改正する省令

２．意見公募手続を実施しなかった理由について

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和７年法律第 69 号）の施行に伴って、当然に必要とされる規定の整備及びその他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。